

3 予防接種法の一部改正

結核を予防接種法の一類疾病に追加する。

4 検疫法の一部改正

検疫感染症からコレラを削除する。

5 その他関係法令の一部改正

6 関係法令の改正に伴う経過措置

7 罰則に関する経過措置

施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 その他の経過措置の政令への委任

その他改正法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 **A**

- 一 エボラウイルス
- 二 クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- 三 痘そうウイルス
- 四 南米出血熱ウイルス
- 五 マールブルグウイルス
- 六 ラッサウイルス
- 七 その他人の生命及び身体に重大な危害を及ぼすおそれが高いものとして政令で定めるもの

別表第二 **B**

- 一 SARSコロナウイルス
- 二 炭疽菌
- 三 野兎病菌
- 四 ペスト菌
- 五 ボツリヌス菌
- 六 ボツリヌス毒素
- 七 その他人の生命及び身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの

別表第三 **C**

- 一 Q熱コクシエラ
- 二 狂犬病ウイルス
- 三 コクシジオイデス真菌
- 四 サル痘ウイルス
- 五 腎症候性出血熱ウイルス
- 六 西部馬脳炎ウイルス
- 七 多剤耐性結核菌
- 八 ダニ媒介性脳炎ウイルス群
- 九 東部馬脳炎ウイルス
- 十 ニパウイルス
- 十一 日本紅斑熱リケッチア
- 十二 発しんチフスリケッチア
- 十三 ハンタウイルス肺症候群ウイルス
- 十四 Bウイルス
- 十五 鼻疽菌
- 十六 ブルセラ属菌
- 十七 ベネズエラ馬脳炎ウイルス
- 十八 ヘンドラウイルス
- 十九 リフトバレーウイルス